

盛岡市中央卸売市場見学実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、食品流通への関心を高め、卸売市場の役割を理解する機会を広く市民へ提供するため、盛岡市中央卸売市場（以下「市場」という。）の見学に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(見学対象者)

第2 見学の対象者は次のとおりとする。

- (1) 小学校、中学校等の教育機関に在学する者で、授業の一環として教職員に引率される者
- (2) 地方公共団体等が主催する見学会に参加する者
- (3) 町内会・自治会、市民活動団体等が主催する見学会に参加する者
- (4) その他市長が認めた者

(見学施設)

第3 見学の対象とする施設は、青果部卸売場（売場内倉庫を含む。）、青果部仲卸売場、水産物部卸売場（売場内倉庫を含む。）、水産物部仲卸売場、フォークリフト充電施設とし、安全かつ管理運営上支障のない場所とする。

2 市場の見学に併せ、株式会社盛岡生花地方卸売市場（以下「生花市場」という。）の見学を実施する場合は、事前に生花市場と必要な連絡調整を行うものとする。

3 第1項にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これによらないことができる。

(見学可能な日時)

第4 火曜日から金曜日まで（ただし、休市日を除く。）を見学可能日とし、せり開始時刻から正午までの間に行うことができる。

2 前項にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これによらないことができる。

(見学者数の上限)

第5 見学者数は、次のとおりとする。

- (1) 第2第1号の者は、1回当たり80人程度（1班当たり40人程度の2班体制）を上限とする。
- (2) 第2第2号から第4号までの者は、1回当たり40人を上限とする。ただし、引率者は含まない。

2 前項各号にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、見学者数の上限を変更することができる。

(見学の申込手続)

第6 見学を希望する者は、見学申込書に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

(市場職員の同行)

第7 見学に当たっては、市場職員が同行し、説明及び案内を行うものとする。

(見学の中止等)

第8 次の各号のいずれかに該当する場合は、見学を中止することができる。

- (1) 見学者が、見学の目的を逸脱した行為に及んだ場合
- (2) 見学者が、この要領の規定に違反した場合
- (3) 施設の管理運営上支障があると認められる場合

2 次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場への入場を禁止又は退場させることができる。

- (1) 泥酔者その他、他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる恐れのある者
- (2) 危険なものを携帯し、又は動物を伴う者
- (3) 適切な指導者又は付添人のない15歳以下の者
- (4) その他、施設の管理運営上支障があると認められる者

(見学者の遵守事項)

第9 見学者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備機器及び陳列・保管商品を破損し又は汚損しないこと。
- (2) 指定の場所以外に立ち入らないこと。
- (3) その他市場職員が指示する事項

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月24日から施行する。